



熊本県公報

第 1 1 7 9 9 号
平成 21 年 4 月 21 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (高齢者支援総室) 1
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (//) 1
- 障害者自立支援法に基づく事業者の廃止…………… (障害者支援総室) 2
- 平成21年度家畜体内受精卵移植講習会の開催について…………… (畜産課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとさ
れた生活保護法の規定による施術者の指定…………… (社会福祉課) 4
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 4
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定…………… (//) 4
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定…………… (//) 5

公 告

- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出について…………… (商工政策課) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出について…………… (//) 6
- 土地改良事業の工事完了…………… (農村計画・技術管理課) 7
- 県営土地改良事業計画の変更…………… (//) 7
- 平成21年度熊本県庁舎等清掃業務委託の入札結果…………… (管財課) 7
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 8

登 載 依 頼

- 有明海自動車航送船組合組織規則の一部を改正する規則
…………… (有明海自動車航送船組合) 8

正 誤

- 平成 2 1 年 3 月 1 3 日熊本県公報目録第 2 号(○天草不知火海
区漁業調整委員会) 中…………… (私学文書課) 9

告 示

熊本県告示第 3 9 7 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。
平成 2 1 年 4 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
生活サポートセンター夢織りの里 天草 天草市楠浦町字掛場 5 9 番地 5	医療法人薫風会	平成 2 1 年 4 月 1 0 日

熊本県告示第 3 9 8 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。
平成 2 1 年 4 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所はあとふる 上益城郡益城町広崎 5 2 0 番地 1 2	有限会社ケイアンドワイ	平成 2 1 年 4 月 1 3 日

熊本県告示第 3 9 9 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 1 年 4 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
錦町訪問介護事業所 球磨郡錦町大字一武 1 5 8 7 番地	社会福祉法人 錦町 社会福祉協議会 球磨郡錦町大字一武 1 5 8 7 番地 森本 完一	平成 2 1 年 3 月 3 1 日	4311800025	居宅介護

熊本県告示第 4 0 0 号

家畜改良増殖法（昭和 2 5 年法律第 2 0 9 号）第 1 6 条第 2 項の規定により、家畜体内受精卵移植に関する講習会及び修業試験を次のとおり実施する。

平成 2 1 年 4 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 講習会の目的
家畜の改良増殖を促進して畜産振興を図るため、家畜体内受精卵移植に関する知識及び技術を有する技術者を養成する。
- 2 講習会の対象家畜
牛
- 3 講習会の内容
家畜体内受精卵移植
- 4 講習会の対象者
牛の家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者であって、家畜受精卵移植業務に従事しようとするもの
- 5 講習会の対象人数
1 0 人程度
- 6 講習内容

学 科	科 目	時 間
	受精卵移植概論	8
	受精卵の生理及び形態	1 6
	受精卵の処理	1 6
	受精卵の移植	8
実 習	受精卵の処理	5 0
	受精卵の移植	2 6
- 7 講習会の開催期間及び場所
 - (1) 期間
平成 2 1 年 6 月 1 5 日（月）から平成 2 1 年 7 月 9 日（木）まで
（土曜日及び日曜日を除く 1 9 日間）
 - (2) 場所
合志市栄 3 8 0 1 熊本県農業研究センター畜産研究所
- 8 受講申込方法
受講希望者は受講申込書（別記様式）に履歴書及び家畜人工授精に関する講習会修業試験合格証明書又は家畜人工授精師免許証の写しを添え、平成 2 1 年 5 月 1 8 日（月）までに所轄地域振興局又は熊本農政事務所に提出する。
- 9 受講手数料
手数料の額は、1 人につき 3 万 5 千円とし、受講を決定した後に徴収する。
- 10 修業試験
平成 2 1 年 7 月 9 日（木）
- 11 その他
 - 1 受講決定者には別途通知する。
 - 2 講習会テキストは、「家畜人工授精講習会テキスト（家畜受精卵移植編）」及び「受精卵移植技術マニュアル」を使用する。
 - 3 申し込み状況等により、講習会及び修業試験を実施しない場合もある。

熊本県告示第 4 0 1 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林

にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成21年4月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡五木村甲字宮目木1027番
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第402号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成21年4月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡山江村大字万江丙字西大川内182番42
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに山江村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第403号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成21年4月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町洞岳字天ヶ瀬4627番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字天ヶ瀬4627番（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第404号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成21年4月21日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成21年4月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	上椎葉湯 前線	球磨郡水上村大字江代字平畑 1582番1地先から 同村大字江代字平 1580番1地先まで	前	6.4 ～ 15.2	49.5	緊道整 B防災 (仮設 道路撤 去によ るもの)
			後	5.6 ～ 8.1		

2 区域を変更する期日 平成21年4月21日

熊本県告示第405号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、施術者を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成21年4月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（施術者〔あん摩・マッサージ指圧師〕）

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
南阿蘇さくら鍼灸 マッサージ整骨院	菅原 卓哉	阿蘇郡南阿蘇村河陰3636 番地	平成21年4月 13日

（施術者〔柔道整復師〕）

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
南阿蘇さくら鍼灸 マッサージ整骨院	菅原 卓哉	阿蘇郡南阿蘇村河陰3636 番地	平成21年4月 13日

熊本県告示第406号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成21年4月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市河浦町今富字五反田3160番、3201番、3202番、3213番、3215番2

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字五反田3213番・3215番2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第407号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたの

で、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。
平成21年4月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県菊池郡大津町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
大津町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県菊池地域振興局並びに大津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第408号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。
平成21年4月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県菊池郡大津町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
大津町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県菊池地域振興局並びに大津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第218号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。
平成21年4月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1305号	炭酸カルシウム肥料	24.0 炭酸苦土石灰肥料	アルカリ分 : 64.0 く溶性苦土 : 24.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり。	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元浜町四丁目78番地	平成27年4月9日
熊本県肥第1344号	魚かす粉末	魚粕粉末3号	窒素全量 : 7.0 りん酸全量 : 8.0	該当なし。	野口寛 天草市久玉町1463-13	平成27年4月9日

熊本県公告第219号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書

類を縦覧に供する。

平成 2 1 年 4 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
熊本小山複合施設
熊本市小山二丁目 6 1 2 番 1
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名
又は名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置する者

名称及び代表者氏名	住 所
三菱地所株式会社 代表取締役 木村恵司	東京都千代田区大手町一丁目 6 番 1 号

(2) 小売業を行う者

名称及び代表者氏名	住 所
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城政雄	福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目 1 3 番 2 1 号
その他未定	

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成 2 1 年 1 2 月 2 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3, 7 5 6 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
1 8 5 台
 - (2) 駐輪場の収容台数
1 0 7 台
 - (3) 荷さばき施設の面積
1 5 4 平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
5 6 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
2 4 時間営業
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
2 4 時間
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
3 箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

施設No.	荷さばき可能時間帯
No. 1	午前 6 時から午後 1 0 時まで
No. 2	午前 6 時から午後 9 時まで
No. 3	午前 6 時から午後 1 0 時まで
No. 4	午前 6 時から午後 1 0 時まで

- 7 届出年月日
平成 2 1 年 4 月 1 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 2 1 年 4 月 2 1 日から平成 2 1 年 8 月 2 1 日まで

熊本県公告第 2 2 0 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 2 1 年 4 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ロッキー新地店
菊池郡菊陽町大字津久礼字立花 4 2 2 8 - 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名
又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社ロッキー 代表取締役 竹下光伸	鹿本郡植木町大字植木133番の1

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成21年10月上旬
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,700平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
122台
 - (2) 駐輪場の収容台数
14台
 - (3) 荷さばき施設の面積
98.4平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
24.3立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前8時から午後10時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前7時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後6時まで
- 7 届出年月日
平成21年4月1日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び菊池地域振興局総務振興課
平成21年4月21日から平成21年8月21日まで

熊本県公告第221号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。
平成21年4月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農用地の 保全	日奈久新 開（八代 市）	平成18年7月27日	平成21年3月30日	熊本県
農業用用 排水施設	高塚（氷 川町）	平成19年11月15日	平成21年3月25日	熊本県

熊本県公告第222号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営宮山地区土地改良事業（農用地の保全）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
この土地改良事業計画につき異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成21年4月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営宮山地区土地改良事業（農用地の保全）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成21年4月22日から平成21年5月25日まで
- 3 縦覧場所
西原村役場

熊本県公告第223号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等

又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。
平成21年4月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称
委託名 平成21年度熊本県庁舎等清掃業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部管財課総務管理班
熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号096-333-2090
- 3 落札者を決定した日
平成21年3月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 ボーラ
熊本市大江5-7-8
- 5 落札金額
23,938,950円（うち消費税及び地方消費税の額1,139,950円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成21年1月13日

熊本県公告第224号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成21年4月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
人吉市瓦屋町字白田3番1、同4番1及び同5番
4,777.37平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
新潟県新潟市南区清水4501番地1
株式会社コメリ

登載依頼

有明海自動車航送船組合組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年四月二十一日

有明海自動車航送船組合
管理者 元重 雅博

有明海自動車航送船組合規則第一号

有明海自動車航送船組合組織規則の一部を改正する規則
有明海自動車航送船組合組織規則（昭和二十二年有明海自動車航送船組合規則第一号）
の一部を次のように改正する。
第四条中「業務課」を「営業課」に改め、「営業課」の次に「運航課」を加える。
第五条を次のように改める。
第五条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- 1 職員の任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。
- 2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- 3 組織、職務権限及び職員定数に関すること。
- 4 組合議会に関すること。
- 5 条例、規則等の公布に関すること。
- 6 公有財産の取得、管理及び処分に関すること。
- 7 職員の表彰に関すること。
- 8 職員の福利厚生に関すること。
- 9 地方職員共済組合及び職員互助会に関すること。

- 10 退職手当及び公務災害補償に関すること。
- 11 文章の收受、発送、編纂及び保存に関すること。
- 12 公印の管理に関すること。
- 13 出納事務に関すること。
- 14 資金計画に関すること。
- 15 予算、決算事務に関すること。
- 16 会計諸帳簿の記録に関すること。
- 17 監査事務に関すること。
- 18 事業の基本計画に関すること。
- 19 経営の企画、調査及び分析に関すること。
- 20 その他、他課に属しないこと。

営業課

- 1 営業施策の企画及び立案に関すること。
- 2 営業に係る情報収集、調査及び分析に関すること。
- 3 車両及び旅客の誘致に関すること。
- 4 車両及び旅客の航送に係る契約に関すること。
- 5 旅客及び積荷の事故処理に関すること。
- 6 営業所及び予約センターに関すること。
- 7 接客研修に関すること。
- 8 広報宣伝に関すること。
- 9 クーポン及び手数料に係る請求支払事務に関すること。
- 10 回数券等金券に関すること。
- 11 運航ダイヤ及び運航収入予算に関すること。
- 12 運賃に関すること。
- 13 その他、営業に関すること。

運航課

- 1 船舶乗組員の労務管理及び労働安全衛生に関すること。
- 2 船舶乗組員及び運航管理員の教育訓練に関すること。
- 3 船舶の運航及び配船計画に関すること。
- 4 運航管理に必要な情報の収集及び伝達に関すること。
- 5 船舶及び輸送諸施設等の維持管理、営繕に関すること。
- 6 船舶及び輸送諸施設等用品調達に関すること。
- 7 船舶の安全管理に関すること。

正 誤

平成21年3月13日熊本県公報日録第2号（○天草不知火海区漁業調整委員会）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
6	4	第 1 号	第 4 号